

神奈川県厚木児童相談所一時保護施設の  
子どもの生活・支援に関する第三者評価  
**報告書**

(令和7年度11月)

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関



# 一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

## 一時保護施設の子どもの生活・支援に関する 第三者評価の実施方法

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関は以下の方法で神奈川県厚木児童相談所一時保護施設の子どもの生活・支援に関する第三者評価を実施した。

### ●評価の方法

2024年度こども家庭庁調査研究事業「【改訂版】一時保護されたこどもの生活・支援に関する第三者評価の手引き（案）」（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）を用いて、次の方法で実施した。

#### 1 各所アンケート

##### ・ 自己評価アンケート

67項目について、一時保護施設職員それぞれに自己評価を行ったうえで所全体のとりまとめ評価を実施し、とりまとめ評価を所としての自己評価の結果とした。職員それぞれの評価ととりまとめ評価を評価員が送付を受けた。

##### ・ こどもアンケート

アンケート実施期間内に当該一時保護施設へ入所中のこどもに対してアンケートを実施した。回答を集計し、結果を評価者が送付を受けた。

#### 2 事前準備資料

評価に必要なと思われる次の資料を施設から徴し、評価者が精査した。

事業概要（福祉行政報告例）、組織図、業務分掌、勤務表、時間外勤務実績、年次有給休暇実績、平面図、事業計画（行事計画、研修計画等）、子どもに対する説明資料（権利ノート、生活のしおり、日課表、学習時間割表）等

### 3 実地調査

- (1) 申し送り会議や観察会議への立ち合い
- (2) 施設見学
- (3) 全体状況について聴き取り(所長、マネジメント層より)
- (4) 新人職員ヒアリング(経験年数の少ない保育士、児童指導員、心理士 等)
- (5) 会計年度任用職員ヒアリング
- (6) こどもヒアリング(当日、呼びかけに応じてくれたこども)
- (7) 相談部門ヒアリング(相談部門のマネジメント層)
- (8) フィードバック

### 4 報告書の提出

#### ●評価項目の評価

ガイドラインの評価基準に従い、各評価項目は、S～C の4段階で評価した。

評価ランクの考え方

評価ランク	評価基準
S	優れた取り組みが実施されている 他一時保護施設が参考にできるような取り組みが行われている状態
A	適切に実施されている よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	取り組みが十分でない 「A」に向けた取り組みの余地がある状態
C	重点的に改善が求められる、または実施されていない

# — 目次 —

一時保護施設の子どもの生活・支援に関する 第三者評価の実施方法 .....	1
目次 .....	3
<b>総評</b>	
総評 .....	4
第Ⅰ部 こども本位の支援 .....	9
第Ⅱ部 一時保護施設的环境・運営体制 .....	11
第Ⅲ部 一時保護施設における支援 .....	13
第Ⅳ部 一時保護施設の管理運営 .....	15

# 総評

(2025年8月27日(水)～8月28日(木) 実地調査実施分)

## 総 評

### 【はじめに】

神奈川県厚木児童相談所一時保護所は、令和 4 年 4 月に現在地に新築移転したということから、建物はもちろん設備・什器等も新しく、どの空間も明るく清潔な印象を受けました。「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」（以下、「設備・運営基準」とする）の施行以前の設計・建築であるためユニットケアの整備は十分ではないものの、居室は個室対応を基本に整備されています。慢性的な定員超過状態が続き、子ども同士のトラブルや生活不適応・逸脱行動等、対応に苦慮することも多いなか、令和 6 年 4 月の「設備・運営基準」の施行と「一時保護ガイドライン」が抜本的に見直されたことを受け、職員の皆さんは、チームワークを発揮して真摯に一時保護所の改革に取り組んでいるところでした。意見表明支援や私物の所持・使用に関して「～だからできない」ではなく「どう工夫すればできるか」を考える前向きな姿勢で子どもの権利擁護を図る実践が進められていました。

本評価の目的は、優れている点や解決すべき課題を確認し、今後の取り組みを提案することにより、支援の質の確保・向上を図ることです。今般の一時保護所改革で支援の在り方に大きく変化が求められるなか、本評価報告書を参考に、一時保護所の現場だけでなく児童相談所（相談部門）や設置自治体（県）とも課題を共有し、協働のもと改善・解決に向けた取り組みにつながることを期待します。

### 【優れている点】

#### ○ 子どもの権利を守る意識が浸透していること

・毎週の子ども会議、意見表明支援員の訪問、意見箱の設置など、子どもが意見を表明する機会を多様に設けており、子どもたちは積極的に活用していました。表明された意見に対して、養護課会議で共有・検討タイムリーにフィードバックされていることは高く評価できます。子どもたちにとっては、自分の意見が正しく取り扱われる経験を重ねることとなり、そのことが意見や要望を適切な方法で主張できるソーシャルスキルの習得にもつながっています。

・私物の所持・使用に関して、禁止する場合を最小限に抑え、持込みを認めることを原則とする取り組みがすすめられています。職員チームで議論を重ねた結果、化粧品や整髪料、洗濯に手間のかかるようなおしゃれ着等も所持・使用が可能となっています。管理の煩雑さを厭わず、紛失・破損のリスクについても子どもと確認し話し合って自己管理させる配慮・工夫を施しており、他の一時保護所が参考にすべき優れた実践です。

・国籍や文化、ジェンダーアイデンティティ等、多様な子どもたちの入所・対応を想定して、柔軟な運用が可能となるように細やかな配慮をもって生活環境が整備されています。

#### ○ 良好なコミュニケーションに支えられたチーム支援

・日勤職員と宿直職員の勤務開始時には引継ぎミーティングで簡潔に必要な情報伝達が行われる他、週 1 回の養護課会議のなかで子どもの意見に関する対応の検討や観察会議を行う等、職員が集まって情報が円滑に共有され、率直な意見交換が行われる機会が確保されています。会計年度任用職員も含めた職員全体のチーム支援の意識が高く、活発にコミュニケーションを図る姿勢が窺われました。

・対応に苦慮することも多いストレスフルな状況においても、各々が熱意を持ち、やりがいを感じて一時保護所の業務にあたっています。風通しがよくお互いの様子を気にかけて尊重し合う雰囲気浸透し、ひとりで抱え込むことなく

助け合う素晴らしいチームワークが窺われました。息の合ったチーム支援は、子どもたちが「職員に大切にされている」と感じる関係性の構築に良い効果をもたらしています。

・一時保護期間を通して、職員チームによる行動観察が適切に行われ、相談部門の児童福祉司や児童心理司と連携して援助方針への反映を図っています。退所にあたって一時保護所職員が行動診断の結果を関係機関等に直接、説明・助言することもあり、一時保護解除後の支援の質を高める取り組みがなされています。

#### ○毎年度の自己評価と児童アンケートの活用による業務の質向上を図る取り組み

・児童アンケートと職員アンケート（自己評価）の項目を関連づけて、子どもの評価と職員の自己評価の一致や乖離について分析し、課題の洗い出しや改善策の検討に役立っている点は、質の向上を図る取り組みとして高く評価できます。

### **【改善が必要な点】**

#### ○子どもへの「説明」における年齢や心情、発達特性に応じた配慮

・積極的に子どもの意見を聴く姿勢がみられますが、フィードバックの際の「説明」の内容については改善の余地があると考えます。遊び道具や娯楽用品の要望が叶わない理由として“大人の事情”である予算の制約を、そのまま理由として率直に伝え理解を求める対応は、子どもの納得を得にくく、「言ってもムダ」と不全感を抱かせる結果にもなります。予算が限られる厳しい現状にあっても、共感的かつ丁寧な対応により意見に向き合ってもらった体験にする配慮が必要です。

・保護の理由や見通しに関する「説明」では、子どもから「よく分からなかった」といった声も聴かれました。易しく具体的な言葉を使ったりイラストや図で“見える化”したり、時間を置いて再度説明する等、子どもが正しく理解しイメージできるような工夫が施せると良いかと思えます。

#### ○「子どもの権利」の啓発、権利教育の在り方

・「子どもの権利」の啓発は「生活のしおり」を使って行っていますが、内容には不十分な点があり、子どもによって理解に齟齬が生じ、本質的な権利教育につながらない可能性があります。暴力・いじめの防止や被措置児童虐待等の防止には、単なる行動規範ではなく「子どもの権利条約」に則った権利保障の問題であることに立ち返った啓発が必要です。貴所の強みである子どもの権利擁護を目指すチームワークを発揮し、一時保護所における権利啓発・権利教育の在り方の見直し・検討の取り組みを期待します。

#### ○余暇・娯楽、レクリエーションの充実

・食事、衣類、入浴、睡眠、健康管理等、生活における基本的な支援は適切に行われています。しかし、季節行事や野外炊飯など特別なレクリエーションについては比較的十分には企画されているものの、日常の余暇や娯楽、レクリエーションにおいては、職員配置の都合で屋外活動の機会が少ない、予算不足で娯楽用品・玩具等が不十分等、様々な満たされない状況が見受けられました。思い切り身体を動かしたり心ゆくまで遊んだり、また、のんびりとくつろいだりする余暇時間は、エネルギーの発散や充足感・幸福感を得るための大事な活動です。子どもの生活を豊かにするための人員配置や物品購入の予算について、他の自治体の状況も把握のうえ拡充の検討が望まれます。

#### ○個別的ケアの推進を図る専門性の向上を目指した職員研修・自己研鑽

・“みんなのことはみんなで話し合って決める”という子ども会議による決定は民主的な進め方ですが、一方で、異年齢かつ多様な子ども集団の話し合いの場面で、職員や高齢児童（中高生）の意向・思惑に誘導されることに注意が必要です。また、“自分たちで決めたこと”として、全員に同等のルール順守を求め指摘し合うような集団圧力の関係性が生じることも危惧されます。職員が個別的な配慮を施して集団を運営するためには、リーダーシップやファシリテーションスキルについての研鑽が有用とされます。

・子どもの権利が尊重される気運が浸透するなかで、夕食後の「反省会」には違和感を覚えました。平等性や一律性を重視した結果と推察しますが、「きまりの唱和」や個人目標に対して○△×の自己評価を公表することには、矯正教育的な側面も見受けられます。反省会の集団実施を見直し、個別の対話を通して行動変容を促すような、子どもの利益に即した振り返りの機会とする改善を期待します。その際には、トラウマインフォームドケアの視点を取り入れて、子どもの背景事情や年齢、発達特性等を考慮した柔軟な日課の設定・運用が望まれます。

・未就学児の保育については、広々とした幼児ラウンジに多様なおもちゃが用意され、年齢に応じた適切な保育が行われる環境が整っています。ただ、幼児に対しても学齢児と同様の対人距離や身体接触のルールの運用が意識されるあまり、幼児とのスキンシップや抱っこを控えなければならないことにジレンマを感じる職員もいました。不安や恐れを感じた時、幼児は養育者等の共感的な慰めの言葉とスキンシップによって安心感を回復します。安定したアタッチメント（愛着）を育むうえで、職員は子どものシグナル（SOS）に適切に気づき応える応答性が求められます。アタッチメント理論への理解を深め、安心感をもたらすスキンシップを積極的に取り入れる方向で、幼児ユニット独自の運用を検討されることをお勧めします。

#### ○夜間における適切な職員体制の確保

・夜間対応の体制は、正職 2 人夜間指導員 2 人の計 4 人の宿直体制です。配置人数は設備・運営基準を満たしていますが、宿直の職員（正職）は虐待通告や警察署からの通告の電話対応も行っています。ヒアリングでは、夜間の通告等の電話対応等はほぼ毎晩あり、時には正職 2 人が同時に電話を受けることもあるとのことでした。夜間の通告対応を一時保護所で担うのであれば、そのために必要な職員を別途配置できるような体制の整備が望まれます。

・夜間対応にあたる宿直の職員（正職）が実質的に長時間の過重労働となっていることは重要課題です。子どもの就寝中の時間帯は宿直扱いとなっているとのことですが、通告電話対応や目を覚ました幼児の対応等で十分に休息をとることができていないのが実態です。さらに、定員超過傾向にあるうえ、深夜・早朝の緊急入所も少なくない都市部の一時保護所の実情からすると、宿直ではなく夜勤体制でなければ適切な夜間対応は難しいと考えます。現在、夜勤体制について検討・調整中とのことですが、早急に日勤・夜勤の交代勤務体制への改善が必要です。

#### ○定員超過問題を解決するための施策の検討

・定員超過の常態化は、一時保護所の支援・ケアの質の低下を招き、子どもの権利擁護の取り組みを妨げる喫緊の課題です。現場の職員たちは、子どもたちの生活に及ぼす影響を最小限にすべく献身的に業務に励んでいますが、定員超過問題は一時保護所の努力では決して解決しないものです。一時保護所、児童相談所（相談部門）、設置自治体（県）の間で温度差が生じることのないよう共通理解を図り、解決のための有効な施策の検討が進められることを願います。

取組み主体	課題、取組むべき事項、具体的な取組み内容の提案 等
職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子どもの年齢や発達特性に配慮した「説明」の工夫</li> <li>●権利啓発、権利教育の在り方の見直し・検討（「生活のしおり」の改訂や「権利ノート」の作成に取り組むプロジェクトを発足させることも有効）</li> <li>●余暇時間の過ごし方、レクリエーションの充実に向けた生活日課・ルールの見直し、柔軟な運用</li> <li>●一時保護所業務に有用な専門的知識・スキルについて研鑽を積み、日々の支援・ケアに活用すること</li> </ul>
児童相談所 (一時保護施設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一時保護所業務に役立つ専門的知識・スキル等についての研修機会の確保、自己研鑽のための教材（書籍、WEB教材等）の情報提供</li> <li>●夜間の通告対応（現状では一時保護所で行っている）の体制整備に向けた検討</li> <li>●職員配置・勤務体制の改善や物品購入の予算の拡充に関して、本庁課との間で必要性について共通理解を促すべく、積極的に働きかけること</li> </ul>
設置自治体	<ul style="list-style-type: none"> <li>●職員配置・勤務体制の見直しと改善（宿直から夜勤への変更、夜間通告対応の体制整備、定員超過の対応や個別的ケアの充実のための増員の検討等）</li> <li>●子どもの意見・要望に応え、余暇活動を豊かにするための物品購入等の予算の拡充</li> </ul>
国	<ul style="list-style-type: none"> <li>●都市部にみられる一時保護所の定員超過状況についての実態把握</li> <li>●児童人口の減少に反して一時保護ニーズは増大する背景事情の調査研究、それらに基づく問題解決に向けた施策の検討</li> </ul>

## 第 I 部 こども本位の支援

総 評
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
<p><b>【優れている点】</b></p> <p>・「チームあどぼ」の意見表明支援員の訪問や、子ども会議の開催、意見箱の設置など、子どもの意見や気持ちを聴く機会を多様に設け、可能な限り支援に反映させようとする姿勢が見られました。子ども達が積極的に意見表明支援員と面談したり、意見箱が活用されたりしていることから、子どもたちの間に「言ってもいい」という考えが浸透していることが窺えました。また、聴くだけにとどまらず、大人の間で検討した結果を記載したノートをラウンジに据え置くなど、子どもがいつでも閲覧できるような形でフィードバックしている点も評価できます。</p> <p>なお、子どもから食事や遊び道具などの希望を聞き、応えたい思いがあるものの、予算上難しい現実があることを聴き取りました。子どもたちへのフィードバックの際には、予算の事情をそのまま伝えるだけでは、子どもが納得しづらい場合があります。たとえば「個人的な希望」と「子どもたち全体の総意による希望」に分け、優先順位をつけて実現する方法を示すなど、工夫によってより子どもたちの納得感や主体性を高めることができると思われます。</p> <p>・私物について、私服だけでなく整髪料や化粧品の使用も認めるなど、管理の煩雑さを厭わずに最小限度の私物制限とする取組みは、高く評価できます。</p> <p>・国籍や文化、アイデンティティが多様な子どもたちを迎えられるよう、生活環境等に配慮した取組みが見られました。具体的には、翻訳ツール（ポケットク）の導入により言語の壁を低減していること、男女ユニットをカーペットの色で緩やかに分けつつ、どちらのユニットからも食堂や学習室等の共有スペースへ自然にアクセスできる自然な動線が確保されていたこと、また性別に依存せず必要に応じて誰でも利用できる居室が設置されているなど、ジェンダーに配慮した現実的な環境整備がなされていました。</p> <p><b>【改善が必要な点】</b></p> <p>・子どもの意見等を聴くことについては積極的な取組みがなされている一方、大人から子どもに対して「説明をする」という点では、改善の余地があると考えます。たとえば、子どもの権利に関する啓発については「生活のしおり」に明記されていますが、子どもによって理解度に差がある様子が窺えました。また、一時保護の開始時や保護期間中に行われる「保護の理由」や「今後の見通し」に関する説明については、職員アンケート結果にも幅があり、子どものヒアリングでも「よくわからない」との意見が聞かれました。年齢や発達特性に応じて説明する言葉を替えたり、イラスト等を用いたり、繰り返し説明するなど、理解不足を補う工夫を取り入れてみてはいかがでしょうか。</p> <p>・ルールの設定や反省会のあり方について、一見子どもたちがみんなで話し合って決定したこと、自ら取り組んでいることとされながらも、異年齢や多様な背景を持つ子ども集団での話し合いや振り返りの様子から、ルールの遵守を子ども同士で指摘し合う関係が作られたり、大人が望む方向へ誘導したりしてしまう危うさを感じました。特に、反省会における「きまりの唱和」や個別の目標達成に対する「○×△の評価」は、やや矯正教育的な側面が見受けられました。今後は、対話を取り入れながら子どもと職員が一緒に考える形式にするなど、子どもの</p>

納得感や学びを深める方法に改善されることを期待します。

・評価項目 No.3（不適切な養育を受けてきた可能性を踏まえた対応）及び No.5（個別支援）について、保護された直接的な理由や、日々の生活上の逸脱行動への対応に重きが置かれ、トラウマインフォームドケアの視点が十分に活かされていないように見受けられました。また、平等性や一律性が重視されがちな印象も受けました。相談種別にかかわらず、子どもの背景、年齢、発達特性等に応じた柔軟なルール設定や適用を行うことで、子どものさらなる安心につなげることが望まれます。

#### <各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.1	一時保護の目的に即した理念・基本方針としているか	A
No.2	こどもとの関わりにおいて、こどもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか	A
No.3	相談種別にかかわらず、不適切な養育を受けてきた可能性を踏まえた適切な対応をしているか	B
No.4	こどものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか	A
No.5	個別支援を適切に行っているか	B
No.6	こどもの権利について、こどもに対して適切に説明しているか	B
No.7	こどもが意見や意向等を表明する仕組みがあるか	S
No.8	こどもが一時保護施設以外の第三者に相談できる仕組みがあるか	A
No.9	保護開始にあたり、こどもに対して適切に説明し、理解を得ているか	B
No.10	保護期間中に、現状や今後の見通しについて説明し、こどもの意向を十分に聞いているか	A
No.11	保護解除について、こどもに対して適切に説明し、合意を得ているか	A
No.12	こどもからの聞き取り等にあたり、こどもへの配慮や説明等が適切に行っているか	A
No.13	こどもの援助指針（援助方針）等に対するこどもの意見や意向等に対し、適切に対応しているか	A
No.14	一時保護施設での生活等に対するこどもの意見に対し、適切な対応を行っているか	A
No.15	通信、面会等に関する制限は適切か	A
No.16	一時保護施設における生活上のルールは正当な理由に基づく最小限のものとなっているか	A
No.17	個別対応は適切に行っているか	A
No.18	合理的な理由なく私物の持ち込みを制限していないか	S
No.19	被措置児童等虐待の防止に努めるとともに、発生時の対応を適切に行っているか	A
No.20	こども同士での権利侵害（暴力・暴言・いじめ・差別的な発言等）の防止に努めるとともに、発生時の対応を適切に行っているか	A
No.21	国籍、文化、慣習、思想や信教の自由の保障を適切に行っているか	S
No.22	多様な性的指向やジェンダーアイデンティティに配慮した対応をしているか	A

## 第Ⅱ部 一時保護施設的环境・運営体制

総 評
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
<p><b>【優れている点】</b></p> <p>・定員超過が続くなか、様々な場面での負荷が大きくなるストレスフルな状況にあっても、職員間の風通しがよくお互いを気にかけて尊重し合う雰囲気浸透し、各々が熱意をもって子どもの安心・安全を守ることに心を砕き、子どもたちが“気持ちよく過ごす”ための工夫や段取りに励んでいました。子どもアンケートで「職員に大切にされている」との回答割合が多く、生活全般に対して肯定的な感想が語られる関係性の構築に職員のチームワークが存分に発揮されています。</p> <p>・1日2回の引継ぎミーティングでは子どもたちの生活の様子や留意点が簡潔に伝達され、毎週開催される養護課会議では子どもが表明した意見を共有し対応を協議する等、交代シフト勤務の職員が可能な限り事務室で顔を合わせて情報・意見を交換できるような機会が確保されています。そこでは会計年度任用職員の報告や意見も尊重され、職員全体のチーム支援の意識が高く、活発にコミュニケーションを図る姿勢が窺われました。</p> <p><b>【改善が必要な点】</b></p> <p>・既存施設であるため設備・運営基準の設備に関する部分は適用外となりますが、慢性的な定員超過の状態にあるなかで、居室は個室を複数で使用せざるを得ず、生活スペースが窮屈になることやプライバシーの配慮が不十分になるところが見受けられました。</p> <p>・浴室の不足、食堂が居室エリアと別の階にあること、男女混合支援であるのにラウンジ（居間）では男女のスペースをカーペットの色で区切っていること等、生活上の不便さや不自然さを感じる点もありました。設備の改修は容易なことではありませんが、発想の転換を図り、運用を見直していくことで、改善の余地は多大にあると考えます。例えば、職員の介助・見守りが必要な低学年児は複数で入浴させる、幼児は階段の移動を避けて食事場所を幼児ラウンジにする、学齢児ラウンジでは性別で分けるのではなく年齢や状態に応じた過ごし方を個別に設定する等、集団生活場面における個別的ケアの観点からの柔軟な運用の検討をお勧めします。</p> <p>・職員配置については、「設備・運営基準」の最低条件は満たしているものの、高齢児童（中高生）の保護の増加、保護期間の長期化、定員超過の常態化といった都市部の一時保護所にみられる情勢のなかで、対応に苦慮するトラブル事案が度々起こっており、職員の懸命な努力と工夫で切り抜けている状態です。職員の熱意やハードワークに依存することなく、子どもたちが安全に安心して居心地よく過ごせる生活が保障された支援・ケアを維持するために、定員超過状態の把握・分析を行い、多方面からの実効性ある対応策が望まれます。</p> <p>・夜間対応にあたる正規職員は、午後早い時間（13：15）に出勤し、翌日の夕方近く（15：45）までの長時間勤務です。子どもたちの就寝から起床の時間帯は宿直扱いになっているとのことですが、現地調査で出会った宿直明けの職員からは疲労感が隠せない様子が見受けられました。仮眠中も携帯電話を持って待機し通告対応にあたる、幼児が目を覚まして泣けば対応するといった状態が日常的であれば、「常態として、ほとんど労働する必要のない勤務」とされる宿直ではなく、実態は夜勤にあたると思われるべきではないでしょうか。現</p>

在、夜間の体制については検討・調整中とのことですが、早急に夜勤体制の整備を進めていただきたいと思います。その際には、現状で宿直の職員が担っている日中時間帯の業務もカバーできるだけの増員が必要と考えられます。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.23	一時保護施設としての設備運営基準を遵守しているか	A
No.24	一時保護施設内の生活環境を適切に整備しているか	A
No.25	管理者や指導教育担当職員としての役割が明確になっており、その責務を全うしているか	A
No.26	一時保護施設として必要かつ適切な職員体制を確保しているか	A
No.27	一時保護施設として適切な夜間職員体制を確保しているか	B
No.28	職員の専門性及び質の向上のための取組みを適切に行っているか	A
No.29	職場環境としての法令遵守や職場環境の改善に取り組んでいるか	B
No.30	一時保護施設全体がチームとして運営できているか	A
No.31	児童福祉司や児童心理司と適切に連携しているか	A
No.32	情報管理を適切に行っているか	A
No.33	ICTを活用した業務効率化の取組みを行っているか	A
No.34	医療機関と適切に連携しているか	A
No.35	警察等と適切に連携しているか	A

### 第Ⅲ部 一時保護施設における支援

総 評
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
<p><b>【優れている点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・食事・入浴・衣服・睡眠・健康管理など、日常の基本的な支援は適切に実施されています。特に食事については、こども会議やアンケートから希望メニューを聴き取って実際の献立改善に活かすなど、子どもの意見を取り入れる仕組みが確立されています。</li><li>・入室時のノックや声かけが徹底され、プライバシーの保護が制度化されています。</li><li>・私物の持ち込みや施設内の洗濯も認め、自己管理を支援する体制も維持されています。</li><li>・職員と子ども双方に対するアンケートの結果を、食事や学習支援、プライバシー配慮など具体的な支援場面に反映している点は優れており、実際に支援の質の向上につながっています。</li><li>・入所時から適切に行動観察を行い、児童福祉司や児童心理司とも連携して支援方針に反映しています。退所時には行動診断結果を関係機関に直接説明し、助言する機会を設けるなど、一時保護解除後の支援の質を高める取り組みもなされています。</li><li>・学校との連携を図り、学習環境を整えており、学習の支援場面では子どもの理解度や意欲、受験前の子どもへの配慮も行うなど、個別的な配慮がなされている点はよい実践です。</li></ul> <p><b>【改善が必要な点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・定員超過が続き、夜間を含む勤務負荷が見られます。アンケートでは職員が個別対応支援に割ける時間が不足しているとの指摘もあり、夜間帯を含めた人員配置の再検討が望まれます。</li><li>・季節行事には工夫がみられる一方、人員制約から、屋外活動について子どもの希望に応えきれていない状況がみられます。今後も近隣の公園や公共施設などの地域資源を活用し、登録制の外出支援ボランティアを補助的に導入することで外出機会を広げていく、などの工夫が求められます。ただし、安全管理と実施責任は一時保護施設の職員が担う必要があり、根本的には適切な職員配置の確保も重要です。こうした取り組みを進めることで、限られた人員体制の中でも、子どもの意向を尊重した活動を充実させていくことが可能になると考えます。</li><li>・対人距離や身体接触に関するルールが幼児にも厳格に適用され、愛着形成を支えるスキンシップが制限されやすい状況にあります。年齢や発達段階に応じた柔軟な対応を検討されてはいかがでしょうか。</li><li>・性的問題、自傷他害、触法少年、障害児や医療的な配慮を必要とする子どもへの支援は、方針はあるものの具体性が不足しており、職員研修の充実が必要と思われます。</li><li>・食事に関する希望のうち、実現が難しい要望については、実施の可否をあらかじめ基準として明示するとともに、その理由を子どもが理解、納得できるように丁寧に伝える工夫が望まれます。</li></ul>

・子どもが余暇をより楽しめるよう、備品の充実と選択肢の拡大が求められます。本やおもちゃ、遊具を子どもの年代や流行に合わせて更新し、興味や発達段階に応じて自由に選べる環境を整えることが期待されます。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.36	緊急保護を適切に行っているか	A
No.37	一時保護施設における生活面のケアを適切に行っているか	A
No.38	レクリエーションのための環境やプログラム等を適切に提供しているか	B
No.39	食事を適切に提供しているか	A
No.40	こどもの入浴は適切か	A
No.41	こどもの衣服を適切に提供しているか	A
No.42	こどもの睡眠は適切か	A
No.43	こどもの健康管理を適切に行っているか	A
No.44	こどもの教育・学習支援を適切に行っているか	A
No.45	無断外出を行うこどもに対して適切な対応を行っているか	A
No.46	未就学児に対して適切な保育を行っているか	B
No.47	こどもとこどもの家庭に関する情報等について、適宜相談部門と共有しているか	A
No.48	一時保護中のこどもについて行動観察を適切に行っているか	A
No.49	行動観察を基に適切な行動診断を行っているか	A
No.50	行動診断や援助指針（援助方針）に沿った支援方針に基づく個別ケアを行っているか	B
No.51	総合的なアセスメントや援助指針（援助方針）の決定に際して、一時保護施設としてその判断に加わっているか	A
No.52	一時保護中において、こどもの変化に応じた支援方針の見直しや援助指針（援助方針）の見直しの提案を行っているか	A
No.53	親子関係再構築支援の視点をもって、家族等との面会や家族等に関する情報提供等を適切に行っているか	A
No.54	こどもの性的問題に対して適切な対応を行っているか	A
No.55	他害や自傷等の行為を行う可能性のあるこどもに対して適切な対応を行っているか	A
No.56	重大事件に係る触法少年に対して適切な対応を行っているか	A
No.57	障害児（発達障害、知的障害、身体障害等）を受け入れる場合には、適切な対応や体制確保を行っているか	A
No.58	健康上配慮が必要なこどもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保を行っているか	A
No.59	一時保護施設からの退所に向けて、こどもに対して必要な支援を行っているか	A
No.60	一時保護施設からの退所にあたり、関係機関等に対し必要な情報を適切に提供しているか	S

#### 第Ⅳ部 一時保護施設の管理運営

総 評	
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等	
<p><b>【優れている点】</b></p> <p>・子どもの私物について、所持・使用ができることを原則として、適切に管理するための工夫が随所で施されていることは素晴らしいと思います。紛失や破損のリスクは、ともすれば、私物の使用を認めない合理的な理由とされることがありますが、集団生活の中で紛失や破損が想定される旨を書面にして説明し、意向を確認したうえで話し合いによって使用できる範囲（場所・時間帯等）を決めることで、化粧品や整髪料、好みのファッションの衣類等、様々な私物の持ち込みを可能にしていました。高年齢児（中高生）にとって自分なりのおしゃれができることは、ぬいぐるみ等と同様に心理的安定をもたらすものです。子どもの年齢や状況に応じて、保管方法を助言したり一緒にチェックしたりする日々の支援が子どもたちの自己管理の意識を醸成することにもつながっています。</p> <p>・職員と子どもに対して毎年アンケートを実施し、その結果を分析して運営上の課題抽出やその改善に活かしている点が優れています。職員と子どもの評価の一致や乖離を踏まえた改善サイクルが確立されている点は、施設運営の質を高めています。</p>	

#### <各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.61	一時保護施設の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順はマニュアル等（安全計画、業務継続計画等）にして明確になっているか	A
No.62	こどもの事故やケガの防止のための安全対策を講じているか	A
No.63	災害発生時の対応は明確になっているか	A
No.64	感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか	A
No.65	一時保護中のこどもの私物について、適切な対応を行っているか	S
No.66	一時保護施設の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか	A
No.67	一時保護施設としての質の向上を図るための仕組みがあるか	S